



福岡県医発第 157号(地)
平成18年 4月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



国民健康保険組合負担割合の一部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保援護課より別紙のとおり通知
がありましたので、会員各位への周知方よろしく願いいたします。
なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 福岡県医師国民健康保険組合
改正内容

	現 行	改 正 後
事業主組合員	2 割	3 割
第2種組合員		
家 族		

※ 3歳未満、前期高齢者並びに老人保健適用者は、法に定める給付割合

※施行年月日 平成18年4月1日

2. 愛知県医師会国民健康保険

改正内容

	現 行	改 正 後
被 保 険 者	2 割	3 割

※3歳未満、70歳以上の被保険者については法に定める給付割合

※施行年月日 平成18年9月1日

3. 岡山県建設国民健康保険組合

改正内容

	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割
家 族	3 割	

※3歳未満、70歳以上の被保険者については法に定める給付割合

※施行年月日 平成18年10月1日

4. 熊本県医師国民健康保険組合

改正内容

	現 行	改 正 後
被 保 険 者	2 割	3 割
3 歳 未 満	2 割	2 割

※施行年月日 平成18年10月1日

5. 熊本県歯科医師国民健康保険組合

改正内容

	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割

※70歳以上の被保険者については法に定める給付割合

※施行年月日 平成18年6月1日

6. 鹿児島県医師国民健康保険組合

改正内容

	現 行	改 正 後
被 保 険 者	2 割	3 割

※3歳未満、70歳以上の被保険者については法に定める給付割合

※施行年月日 平成18年4月1日

7. 佐賀県歯科医師国民健康保険組合

改正内容

	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割

※施行年月日 平成18年4月1日

8. 大分県歯科医師国民健康保険組合

改正内容

	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割

※70歳以上の被保険者については法に定める給付割合

※施行年月日 平成18年4月1日

9. 宮崎県医師国民健康保険組合

改正内容

	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割
70歳以上の 一定以上所得者	2 割	3 割

※3歳未満、一定以上所得者以外の70歳以上の被保険者については
法に定める給付割合

※施行年月日 平成18年10月1日



(公印省略)

17国援第79号-25

平成18年4月12日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

国民健康保険組合同規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、福岡県健康福祉部長寿福祉課長他から通知がありましたので、お知らせします。





長 第 4 6 8 号

平成18年 3月29日

〇各都道府県国民健康保険主管課長

福井県国民健康保険団体連合会理事長

各市町村老人・国保主管課長 殿

各国民健康保険組合理事長

福井県健康福祉部長寿福祉課長

(公印省略)

福井県医師国民健康保険組合同規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可しましたのでお知らせします。

なお、改正内容は裏面のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。





福医国保発第75号
平成18年3月17日

福井県健康福祉部・長寿福祉課
国保・老人医療グループ 御中

福井県医師国民健康保険組合
理事長 西 浦 幸 男

給付割合の変更について

平素は当組合の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では平成18年2月23日開催の第105回通常組合会において規約の一部改正を議決し、下記のとおり給付割合を変更することになりましたのでお知らせいたします。

記

1. 給付割合

種 別	改 正 前	改 正 後
事業主組合員	8 割	7 割
第2種組合員		
家 族		

※ 3歳未満、前期高齢者並びに老人保健適用者は、法に定める給付割合

2. 施行年月日 平成18年4月1日



17医国第2192号

平成18年3月29日

各都道府県国民健康保険主管課長殿

愛知県健康福祉部長

(公印省略)

愛知県医師国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いします。

担当 医務国保課国保指導グループ(風岡)

電話 052-954-6277(ダイヤル)



愛知県医師国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

新	旧
(一部負担金) 第11条 被保険者が保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の第2項に定めるもの以外は、当該療養の給付に要する費用の額の<u>十分の三</u>に相当する額とする。	(一部負担金) 第11条 被保険者が保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の第2項に定めるもの以外は、当該療養の給付に要する費用の額の<u>十分の二</u>に相当する額とする。

施行年月日

平成18年9月1日

愛知県医師国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

新	旧																								
第 5 章 (保険料の賦課額) 第18条 正組合員は保険料として、被保険者 1 人につき次の区分による額と正組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者 1 人につき 3,100 円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。 <table><tr><td>(1) 正 組 合 員</td><td>月額</td><td><u>22,000 円</u></td></tr><tr><td>(2) 准 組 合 員</td><td>月額</td><td><u>9,000 円</u></td></tr><tr><td>(3) 正組合員家族</td><td>月額</td><td><u>13,000 円</u></td></tr><tr><td>(4) 准組合員家族</td><td>月額</td><td><u>7,000 円</u></td></tr></table>	(1) 正 組 合 員	月額	<u>22,000 円</u>	(2) 准 組 合 員	月額	<u>9,000 円</u>	(3) 正組合員家族	月額	<u>13,000 円</u>	(4) 准組合員家族	月額	<u>7,000 円</u>	第 5 章 (保険料の賦課額) 第18条 正組合員は保険料として、被保険者 1 人につき次の区分による額と正組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者 1 人につき 2,800 円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。 <table><tr><td>(1) 正 組 合 員</td><td>月額</td><td><u>15,000 円</u></td></tr><tr><td>(2) 准 組 合 員</td><td>月額</td><td><u>8,000 円</u></td></tr><tr><td>(3) 正組合員家族</td><td>月額</td><td><u>8,500 円</u></td></tr><tr><td>(4) 准組合員家族</td><td>月額</td><td><u>6,500 円</u></td></tr></table>	(1) 正 組 合 員	月額	<u>15,000 円</u>	(2) 准 組 合 員	月額	<u>8,000 円</u>	(3) 正組合員家族	月額	<u>8,500 円</u>	(4) 准組合員家族	月額	<u>6,500 円</u>
(1) 正 組 合 員	月額	<u>22,000 円</u>																							
(2) 准 組 合 員	月額	<u>9,000 円</u>																							
(3) 正組合員家族	月額	<u>13,000 円</u>																							
(4) 准組合員家族	月額	<u>7,000 円</u>																							
(1) 正 組 合 員	月額	<u>15,000 円</u>																							
(2) 准 組 合 員	月額	<u>8,000 円</u>																							
(3) 正組合員家族	月額	<u>8,500 円</u>																							
(4) 准組合員家族	月額	<u>6,500 円</u>																							

施行年月日

平成18年4月1日



長寿第1498号
平成18年 3月17日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 殿

岡山県保健福祉部長
（公印省略）

岡山県建設国民健康保険組合の一部負担金割合の変更について（通知）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、認可したのでお知らせします。

変更内容等は次のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。

記

- 1 保険者名
岡山県建設国民健康保険組合

2 変更内容

現 行	変 更 後
（一部負担金） 第10条 保険医療機関又は保険薬局において療養給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。（中略） 1. 組合員で第4号から第5号までに掲げる場合以外の場合 10分の2 2. 組合員の世帯に属する被保険者（家族）で第3号から第5号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 3. 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1 5. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき（同条第4項に規定する場合は除く） 10分の2 2 略	（一部負担金） 第10条 保険医療機関又は保険薬局において療養給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。（中略） 1. 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 2. 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 3. 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき（同条第4項に規定する場合は除く） 10分の2 2 略

- 3 施行年月日
平成18年10月1日





国老第932号
平成18年3月29日

各都道府県国民健康保険主管部(局)長 様

熊本県健康福祉部長

熊本県医師国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、熊本県医師国民健康保険組合から一部負担割合に係る規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

担当：国保・老人医療課

国保班 浦本

TEL(096)333-2221

E-mail:uramoto-y-dz@pref.kumamoto.lg.jp



熊本県医師国民健康保険組合規約の一部改正対照表

改 正 後	現 行
(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の3</u> 2. (略) 3. (略) 4. <u>3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</u> 附則 49) <u>第11条の改正は、平成18年10月1日から施行する。ただし、療養の給付を受ける期間が施行日前の給付については、なお従前の例による。</u>	(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 次号から第3号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の2</u> 2. (略) 3. (略)



国老第971号
平成18年3月29日

各都道府県国民健康保険主管部(局)長 様

熊本県健康福祉部長

熊本県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

このことについて、熊本県歯科医師国民健康保険組合から一部負担割合に係る規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いします。

担当：国保・老人医療課

国保班 浦本

TEL(096)333-2221

E-mail:uramoto-y-dz@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正対照表

改 正 後	現 行
(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 第4号から第5号までに掲げる場合以外の組合員の場合 <u>10分の3</u> (2) 第3号から第5号に掲げる場合以外の組合員の世帯に属する場合 10分の3 (3) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1 (5) 70歳に達する日の属する月のよく翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 附則 <u>1. この規約は平成18年6月1日から施行する。</u>	(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 第4号から第5号までに掲げる場合以外の組合員の場合 <u>10分の2</u> (2) 第3号から第5号に掲げる場合以外の組合員の世帯に属する場合 10分の3 (3) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1 (5) 70歳に達する日の属する月のよく翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2



介 国 第 9 0 8 号
平成18年 3 月 29日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

鹿児島県保健福祉部介護国保課長
(公 印 省 略)

鹿児島県医師国民健康保険組合同規約の一部改正について (通知)

このことについて、鹿児島県医師国民健康保険組合から、一部負担金及び出産育児一時金に関する規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可されましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いします。



(別紙)

1 改正内容 (一部負担金及び出産育児一時金)

改 正 後	現 行
(一部負担金) 第10条 保険医療機関または保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。 (1) 組合員及びその世帯に属する被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の10分の3に相当する額とする。(次号以降に掲げる場合を除く。) (挿入) (2) 70歳に達する日の属する翌月の以後である場合について、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用額の 10 分の1 に相当する額とする。(次号に掲げる場合を除く) (3) 70歳に達する日の属する月の翌月の以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第362号)第27条の 2 第 1 項に規定する者に限る)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき(同条第4項に規定する適用除外事項を含む)、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用額の10分の2に相当する額とする。 (4) 3 歳に達する日の属する月以前である場合、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用額の 10 分の2 に相当する額とする。 (出産育児一時金) 第 12 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し、出産育児一時金として<u>35万円</u>を支給する。	(一部負担金) 第10条 保険医療機関または保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。 (1) 組合員である被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額とする。 (削除) (2) 前項における組合員が70歳に達する日の属する翌月の以後である場合について国民健康保険法施行令第27条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは当該療養の給付に要する費用額の 10 分の 2 に相当する額とする。 (削除) (3) 組合員の世帯に属する者が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額とする。 (削除) (4) 前項における組合員の世帯に属する者が70歳に達する日の属する翌月の以後である場合について国民健康保険法施行令第27条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは当該療養の給付に要する費用額の10分の2に相当する額とする。 (出産育児一時金) 第 12 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し、出産育児一時金として<u>30万円</u>を支給する。

2 施行年月日
平成18年4月1日



(公印省略)

18国援第101号

平成18年4月11日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、佐賀県健康福祉本部長他から通知がありましたので、お知らせします。





国保第 1 1 2 1 号
平成18年 3月30日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 様

佐賀県健康福祉本部長
（公印省略）

佐賀県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の
改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可されましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきましてよろしくをお願いします。

記

- 1 改正内容 別紙のとおり
- 2 施行年月日 平成18年 4月 1日



（国民健康保険課）

(別紙)

佐賀県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第3章 保険給付 (一部負担金) 第12条 組合員である被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金は当該給付に要す費用の額の<u>10分の3</u>に相当する額とする。 附則 1. この規約は平成18年4月1日から施行する。	第3章 保険給付 (一部負担金) 第12条 組合員である被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金は当該給付に要す費用の額の<u>10分の2</u>に相当する額とする。

(公印省略)



国医第17-27号
平成18年3月31日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

大分県福祉保健部国保医療室長

大分県歯科医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について（通知）

大分県歯科医師国民健康保険組合から、一部負担割合の改正を含む規約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮願います。

記

1 改正内容（一部負担金）

改 正 後	改 正 前
(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保健薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金は組合員である被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者は除く）は、当該給付に要する費用の <u>10分の3</u> に相当する額とする。	(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保健薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金は組合員である被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者は除く）は、当該給付に要する費用の <u>10分の2</u> に相当する額とする。

2 施行年月日 平成18年4月1日





2 4 1 - 1 0 4 8
平成18年3月31日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

宮崎県国保・援護課長
(公印省略)

宮崎県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきまして、ご配慮願います。

記

- 1 改正内容
別添のとおり
- 2 改正の施行年月日
第39条（一部負担金の改正） 平成18年10月1日
第42条（出産育児一時金の改正） 平成18年 4月1日

国保指導担当
TEL 0985-26-7063



規約改正条文対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
第4章 保険給付及び保健事業 (一部負担金) 第39条 被保険者が第36条の規定により療養を受けた時は、その費用の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額(以下一部負担金という)を、入院の場合は一部負担金と入院時食事療養費を、保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 次号から第3号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の3</u> 2 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 10分の1 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養を受ける者の世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である場合 <u>10分の3</u> (出産育児一時金) 第42条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主である組合員に対し出産育児一時金として左記による額を支給する。 1 組合員 <u>350,000 円</u> 2 組合員以外の被保険者 <u>350,000 円</u>	第4章 保険給付及び保健事業 (一部負担金) 第39条 被保険者が第36条の規定により療養を受けた時は、その費用の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額(以下一部負担金という)を、入院の場合は一部負担金と入院時食事療養費を、保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 次号から第3号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の2</u> 2 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 10分の1 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養を受ける者の世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である場合 <u>10分の2</u> (出産育児一時金) 第42条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主である組合員に対し出産育児一時金として左記による額を支給する。 1 組合員 <u>300,000 円</u> 2 組合員以外の被保険者 <u>300,000 円</u>